

納期内に納めましょう

収納課 (88)9126

皆さんのが納めている税金などは、社会福祉の充実や文化・教育の振興、ごみ処理、防災活動など、日々の生活を支える行政サービスに欠かせません。納期限を過ぎると、督促状の発送などの経費が掛かります。市税などを有効に活用するため、納期内の納付を守りましょう。

手軽な5つの納付方法

納付書裏面に記載の場所で納付するほか、次の方法があります。

スマホアプリでの納付
スマートフォン決済アプリを用い、納付書に印字されているバーコードを読み取ることで納付できます。

口座振替

納付する時間が取れないときや、納め忘れを防ぐため、口座振替を推進しています。自宅のパソコンやスマートフォン、タブレット端末などでも口座振替のオンライン申請手続きができますので、ぜひご利用ください。

地方税お支払サイトでの納付
地方税共同機構で運営するサイトでは、パソコンやスマートフォンなどから、市県民税(普通徴収)、固定資産税・

セルフレジに納付書を挿入し、現金を入れることで納付できます。非対面での納付は、感染対策としても有効で、窓口での待ち時間も無いため、快適に利用できます。

コンビニでの納付

ドが印字されている納付書は、全国のコンビニエンスストアで納付できます。

市役所1階ATMコーナー

セルフレジに納付書を挿入し、現金を入れることで納付できます。非対面での納付は、感染対策としても有効で、窓口での待ち時間も無いため、快適に利用できます。

市税等セルフレジでの納付

セルフレジに納付書を挿入し、現金を入れることで納付できます。非対面での納付は、感染対策としても有効で、窓口での待ち時間も無いため、快適に利用できます。

市役所1階ATMコーナー

セルフレジに納付書を挿入し、現金を入れることで納付できます。非対面での納付は、感染対策としても有効で、窓口での待ち時間も無いため、快適に利用できます。

令和7年度 市税等納期カレンダー

納期限・ 口座振替日 税目など・ 問い合わせ先	令和7年												令和8年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
4月30日	6月2日	6月30日	7月31日	9月1日	9月30日	10月31日	12月1日	12月25日	1月5日	2月2日	3月2日	3月31日			
市県民税(普通徴収) 税務課 (88)9124			全期 ・ 1期		2期		3期		4期						
固定資産税・都市計画税 税務課 (88)9125	全期 ・ 1期		2期				3期			4期					
軽自動車税(種別割) 税務課 (88)9124	全期														
国民健康保険税(普通徴収) 保険年金課 (88)9136			全期 ・ 1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期					
後期高齢者医療保険料 (普通徴収) 保険年金課 (88)9137				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期					
介護保険料(普通徴収) 長寿福祉課 (88)8117				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期				
住宅使用料 建築住宅課 (88)9152	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分			
児童クラブ保育料 こども課 (88)8114 保育料・認定こども園保育料 こども課 (88)8124	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分			
預かり保育料・ 延長保育料・ こども園時間外保育料 こども課 (88)8124	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分			
休日納税相談窓口	4月27日	5月25日	6月29日	7月27日	8月31日	9月28日	10月26日	11月30日	12月21日	1月25日	2月22日	3月29日			

普通自動車の手続きは3月31日(月)まで!



普通自動車を譲渡や廃車したときは、3月31日までに手続きが終了しないと、自動車税種別割が課税されます。

廃車や譲渡の問い合わせ 東北運輸局福島運輸支局
(福島市吉倉字吉田54) 050(5540)2015

自動車税種別割の問い合わせ 県中地方振興局県税部
(郡山市麓山一丁目1-1) 024(935)1261

注意事項 廃車の手続きなどを依頼したときは、手続きが済んでいることを依頼先に必ず確認してください。
※税務課 (88)9124

その他

►転居したときは、車検証の住所変更の手続きをしてください

►自動車税種別割を納めたときに交付される領収証書と納税証明書は、車検や廃車するときなどに必要となる場合がありますので、大切に保管してください。また、リサイクル券(廃車するときまで)も大切に保管してください。

※税務課 (88)9124

納期を過ぎると
督促状の送付
督促状が送付され、延滞金が計算されることがあります。
財産の差し押さえ
送付しても納付されないときは、各種財産の調査を行い、財産(預金・給与・不動産など)の差し押さえを行います。

休日納税窓口をご利用ください
場所 収納課
※12月は21日(日)に開設
9時～午後4時 毎月最終日曜日 午前

に納付するのが原則です。やむを得ない事情があり、納期までに納付できないときは、早目に収納課にご相談ください。

に納付する人が原則です。やむを得ない事情があり、納期までに納付できないときは、早目に収納課にご相談ください。

区分	1時間当たりの使用料
ながぬまラボA棟	500円
ながぬまラボ 作業室	300円
B棟 和室	200円

文化振興課 (94)7174



ながぬまラボをご活用ください
「ながぬまラボ」は、地域文化を通したコミュニティ活動や多様な文化活動の場として活用できる施設です。

4月からは、新たに「作業室」と「和室」も使用できるようになります。地域の伝統文化や特撮文化をはじめとする様々な文化活動の場として、作業スペースやワークショップ会場など、様々な用途で使用できますので、ぜひご活用ください。

使用を希望する場合は、文化振興課にお問い合わせください。

●ながぬまラボ使用料

区分	1時間当たりの使用料
ながぬまラボA棟	500円
ながぬまラボ 作業室	300円
B棟 和室	200円